

INSURANCE NEWSLETTER

2023年5月号 (Vol.10)

- I. 保険に関するニュース：2023年1月～
- II. 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入と対応

森・濱田松本法律事務所
弁護士 吉田 和央
TEL. 03 6266 8735
kazuo.yoshida@mhm-global.com
弁護士 小川 友規
TEL. 03 6266 8968
tomonori.ogawa@mhm-global.com
弁護士 福島 邦真
TEL. 03 5293 4930
kunimasa.fukushima@mhm-global.com

INSURANCE NEWSLETTER では、保険に関するニュースとともに、近時のトピックをご紹介します。今回のトピックとしては、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入と対応について取り上げます。

- I. 保険に関するニュース：2023年1月～

1. 保険業法施行規則・監督指針等の改正

(1) 生命保険会社の IBNR 備金に係る告示、監督指針の改正（3月22日付）

生命保険会社の IBNR 備金（いまだ報告を受けていない既に発生した保険事故から生じる将来の損失に備える支払備金）の計算方法は、平成10年6月8日大蔵省告示234号（本(1)において「告示」といいます。）1条に定められていますが、新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックや東日本大震災のような大規模な自然災害の発生時のように、年度毎の保険金の支払金額等が大きく変動するような状況においては、実態を反映した IBNR 備金の計算ができなくなるおそれがあるという背景がありました¹。

これを踏まえ、金融庁は、2023年3月22日、告示を改正しました²。具体的には、生命保険会社及び外国生命保険会社等が積み立てる支払備金について、パンデミックや大規模自然災害が発生した場合に、その影響を勘案できるよう、告示1条1項に以下の但書が追加されています。

「ただし、通常の予測を超える事象が発生した場合において、当該事象の発生に関する特別の事情があるときは、一般に公正妥当と認められる会計基準及び適正な保

¹ 令和5年2月17日金融庁「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点[令和5年2月17日開催 生命保険協会]」(https://www.fsa.go.jp/common/ronen/202302/04_2.pdf)

² 令和5年3月22日金融庁「「保険業法施行規則73条1項2号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額を定める件の一部改正（案）」等に関するパブリックコメントの結果等の公表について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20230322/20230322.html>)

INSURANCE NEWSLETTER

「陰数理に基づく他の方法により計算した金額とすることができる。」

併せて保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」といいます。）II-2-1-4(19)で具体的な着眼点が追加されています。例えば、告示1条1項但書に該当するかの判断にあたっては、生命保険会社団体の事情だけでなく、生命保険業界全体に与える影響の程度を踏まえることとされています。また、告示1条1項但書を適用する場合の計算方法の検討にあたっては、生保協会と適切に連携を取ることとされています。当局においても、生保協会と生命保険業界全体に与える影響等に関して適宜意見交換を行うものとされています。

一方、告示1条1項但書の「特別の事情がある」と判断するための情報提供が生保協会から特段ない状況において、個社特有の事情だけで告示1条1項但書の適用はできないとされています（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」³5番）。また、生保協会が単一又は複数の計算方法を示す場合において、それらと異なる計算方法に基づいてIBNR備金を計上する場合には、保険契約者保護の観点から重要な比較可能性が確保された会計処理ではないとの考え方が示されています（同3番）。

さらに、告示1条1項但書を適用する場合には、IBNR備金の計算に重要な影響を与える期間において毎期継続的に適用し、みだりに計算方法を変更してはならないこと、適用する場合にはその旨、理由及び適用した計算方法の概要を開示することとされています。

(2) 特定保険募集人の登録手続における登録免許税及び手数料の電子納付に係る監督指針改正（3月22日付）

金融庁は、2023年3月22日、デジタル化の推進等を目的とした規制改革実施計画（2021年6月18日閣議決定）等を踏まえ、特定保険募集人の登録手続に係る登録免許税及び手数料について、電子納付による納付が可能となるよう、監督指針、少額短期保険業者向けの監督指針（以下、「少短指針」といいます。）を改正しました⁴。

また、法人が特定保険募集人又は保険仲立人の登録申請をする際には、定款若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類の提出が法令上求められていますが、「登記事項証明書（海外当局が発行するものを除く）の場合は、法務省の登記情報システムから取得するため添付を要しない」こととされました（監督指針III-2-1(1)⑥イ.d.、同V-1-3(3)①、少短指針III-2-4(1)⑨イ.d.）。

³ 令和5年3月22日金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20230322/01.pdf>)

⁴ 令和5年3月22日金融庁「保険業法施行規則第73条第1項第2号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額を定める件の一部改正（案）」等に関するパブリックコメントの結果等の公表について
(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20230322/20230322.html>)

INSURANCE NEWSLETTER

(3) IFRS 対応の施行規則等、監督指針の改正 (3月31日付)

当局が保険会社等を監督するにあたって提出を求めている各種財務報告については、保険会社及び保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提としたものとはなっていませんでした。今般、IFRS17号「保険契約」の適用が2023年から開始することを踏まえ、監督上もIFRSに基づく各種財務報告が可能となるよう⁵、金融庁は、2023年3月31日、保険業法施行規則を改正しました⁶。

併せて監督指針も改正されました。保険会社が適用する会計基準を変更することのみを原因として、従来は連結の範囲外とされていた会社又は会社に準ずる事業体が当該保険会社の子会社等となる場合には、「保険会社の子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨の潜脱を防止する観点からは相応の期間内（原則として1年以内）に所要の措置を講ずることが望ましい。」（監督指針 III-2-2）とされていることに留意が必要です。

(4) 少短業者のモニタリング体制等を整備する観点からの少短指針の改正 (3月31日付)

近年、少額短期保険業者の登録数は増加しており、また、異業種からの新規参入や新たな保険リスクに対応する商品を取り扱うなどその規模・特性や取扱商品もより多様化しています。このような中で、財務の健全性及び業務の適切性に懸念のある少短業者を早期に把握し適切な対応を促す必要性が高まっていました。そこで、金融庁は、2023年3月31日、少短業者のモニタリング体制等を整備する観点から、少短指針を改正しました⁷。主な改正点は以下のとおりです。

① 早期警戒制度の対象となる少額短期保険業者の例示

改正前の少短指針では、早期警戒制度の対象となる少額短期保険業者は、収益性の改善が必要と認められる少額短期保険業者、流動性リスク管理態勢について改善が認められる少額短期保険業者と概括的に記載されていました。今般、早期警戒制度の対象となる少額短期保険業者が例示され、各水準について具体的な計算式が規定されています（少短指針 II-2-3-2(3)①～③）。

例示としては、ア. 現預金額の水準が十分ではなく、資金繰りに懸念のある少額短期保険業者、イ. 純資産額の水準が十分ではない少額短期保険業者、ウ. ソルベンシー・マージン比率の水準が十分ではない少額短期保険業者、エ. 保険計理人の意見書において、保険計理人から保険業の継続に対して問題を提起されている少額短

⁵ 注1、令和5年2月16日金融庁「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点[令和5年2月16日開催 日本損害保険協会]」(https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202302/05_2.pdf)

⁶ 令和5年3月31日金融庁「「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等に関するパブリックコメントの結果等の公表について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20230331/20230331.html>)

⁷ 令和5年3月31日金融庁「「保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」

(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20230331-2/20230331-2.html>)

INSURANCE NEWSLETTER

期保険業者が挙げられています。

「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方⁸」（本(4)において「パブコメ」といいます。）3番において、上記ア.～ウ.に該当する少額短期保険業者の選定は、原則決算時に行うものとされています。

② 流動性リスク管理態勢の着眼点の明確化

流動性リスク管理態勢について、改正前は監督指針の流動性リスク管理態勢に準じて扱うとのみ記載されていましたが、少額短期保険業者の規模も考慮した着眼点が明記されました（パブコメ 10 番参照）。概ね保険会社と同様の着眼点が記載されていますが、少短指針においては、資金繰りの管理手法の策定にあたり、「保険業は、その創業期、また、商品販売が低調等で収入が少ない場合でも、人件費等の固定費や契約獲得のための広告費といった募集費用などの支出がある。そのような場合、業務継続のための資金を確保する必要があることを踏まえ、現預金が一定水準を下回った場合など（例えば、各月末時点で固定費といった業務を行うのに必要な費用を6ヵ月程度賄うことができない水準や業務継続困難と判断する水準など）で具体的な区分を設定し、それに合わせた確実な資金調達方法を策定しているか。」という着眼点が追加されています（少短指針 II-2-8-2）。

また、改正前は、流動性リスク管理態勢について重大な問題があると認められる場合には、保険業法 272 条の 25 に基づく業務改善命令等を行うことが記載されていました。今般、流動性リスク管理態勢に重大な問題が確認された場合には、より厳正な処分として同法 272 条の 27 に基づく登録取消しを検討することが追記されています（少短指針 II-2-8-3）。

③ 少額短期保険業を的確に遂行するに足り人的構成の審査にあたっての着眼点の追加

少額短期保険業者の登録の際、当該少額短期保険業者が少額短期保険業を的確に遂行するに足り人的構成を有しているかについて、本部機能を有する部門に、企業の経営管理業務に3年以上携わった経験を有する者を少なくとも1名配置することとなっているかという着眼点が追加されています（少短指針 III-2-1(1)⑤エ.（ア））。

これは、行政処分事例において、経営陣が自社の置かれた経営状況を正確に把握できていない、保険契約者等保護の観点から適切な経営判断を行えていないなどの問題があったことを踏まえ、経営環境の変化に柔軟に対応し、健全かつ適切な業務運営を確保するためには、その規模やビジネスモデルに応じた適切な経営管理能力が求められることから規定されたものです（パブコメ 13 番～15 番参照）。「企業の経営管理業務に携わった経験を有する者」については、想定している少額短期保険業者の事業規模と同程度又はそれ以上の企業において、①実際に経営判断を行って

⁸ 令和5年3月31日金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20230331-2/01.pdf>)

INSURANCE NEWSLETTER

きた経営者又は②本社において、経営者に近い立場で、経営計画の企画・調整・実施管理の業務を行っていた等、経営管理業務に携わった経験を有する者が考えられるとされています（同 16 番～18 番）。

④ 登録申請時の流動性リスクについての着眼点の追加

登録申請書の添付書類のうち、事業計画書については、流動性リスク管理の態勢整備がされているか確認することが追記されています。特に、業務継続のための資金を確保するため、必要な時に親会社や個人オーナーなどの少額短期保険主要株主等から概ね 6 ヶ月間の事業費相当額程度の確実な資金調達が見込めるか確認する必要があることに留意するとされています（少短指針 III-2-1(1)⑥）。

これは、行政処分事例において、資金繰りが悪化し、保険金が支払えないなど、保険契約者等保護の観点で問題があったこと、実際に登録申請時の事業計画で想定した保険契約が獲得できず、資金繰りに窮する少額短期保険業者が散見されることを踏まえて規定されたものです（パブコメ 21 番）。「親会社や個人オーナーなどの少額短期保険主要株主等から確実な資金調達が見込めること」とは具体的には、親会社や個人オーナーなどからの資金援助契約（実行の際の原資の説明を含む）や銀行からのコミットメントラインなどの内容を含む、具体的な資金調達計画が策定されていることとされています（同 20 番）。

⑤ 保険料の増額又は保険金の削減等の保険契約者への不利益条項の留意点の改正

保険商品審査上の留意点等のうち、少短指針 IV-2-4「保険料の増額又は保険金の削減等の保険契約者への不利益条項」について、「本条項は、異常災害の発生や伝染病の発生等により、少額短期保険業者が巨額の損失を被るなど真にやむを得ない場合に、少額短期保険業者の破綻を未然に防止するための措置である。本条項の趣旨を踏まえ、真にやむを得ない場合の明確な判断基準を含む手続きを策定するなど、保険契約者等保護の観点から適切なものとなっているか。」との改正がされています。

この改正により、保険料の増額又は保険金の削減等は少額短期保険業者が破綻することを未然に防止するという施行規則 211 条の 5 第 4 号の趣旨が明確化されました（パブコメ 22 番、23 番）。それとともに、保険料の増額又は保険金の削減等は、保険契約者等にとって不利益な条項となるため、少額短期保険業者が恣意的な適用を行わないようにする必要があることから、「保険料の増加又は保険金の削減」を行う際の条件や手続きを明確かつ具体的に策定することを求めています（同 22 番～24 番）。「真にやむを得ない場合の明確な判断基準」については、保険商品が多種多様であり、一概に例示することが困難であることから、具体的な判断基準例は示されていません（同 25 番）。当該判断基準の外部への公表については、少額短期保険業者において、保険契約者等保護の観点から適切に判断すべきものとされています（同 24 番）。

INSURANCE NEWSLETTER

(5) 保険業高度化等会社の設立に向けた実証実験の考え方に関する監督指針改正案の公表（4月5日付）

金融機関からの要望を踏まえ、金融庁は、2023年4月5日、保険業高度化等会社の設立に向けて、保険会社本体を含む保険グループにおいて、採算性・事業継続性を検証するための実証実験を行う場合の考え方を明確化すること等を内容とする監督指針の改正案を公表⁹しています。

まず、保険業高度化等会社の設立の準備行為として、保険グループにおいて実証実験を行う場合には、「他業禁止の趣旨及び本指針における実証実験の位置付けを踏まえて、当該実証実験の内容及び規模、予定される実証実験の期間、対象者を必要な範囲に限定するほか、当該実証実験に伴うリスク等を個別具体的に検討し、保険会社や保険グループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないよう留意すること」「保険会社は、実施しようとする実証実験が、当該保険会社や当該保険グループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないことを自ら挙証する必要があること」との着眼点が示されています（監督指針 III-2-2-5(1)(注 2)）。ここで「実証実験」とは、「他業保険業高度化等会社の設立の適否を経営陣が判断するにあたって、当該他業保険業高度化等会社において実施予定の業務に係る採算性・事業継続性を検証することを目的に、保険会社や当該保険会社のグループ内会社等において、当該他業保険業高度化等会社の設立に向けた準備行為の範囲で当該業務と同等の行為を試験的に実施すること」と定義されています。

また、他業保険業高度化等会社の設立の認可審査にあたっての留意点が追加されています。認可審査にあたり、他業保険業高度化等会社の業務は金融庁所管以外の業務であることが多く、認可審査事項に全損規定（施行規則 58 条の 2 第 2 項 2 号）があることに鑑み、当該業務の実現可能性や実施予定の業務に係るリスク等の詳細を確認することまでは求められていないとされています（監督指針 III-2-2-5(2)③）。申請保険会社グループとしての他業保険業高度化等会社に係る経営管理についての認可審査における留意点も追加されています。具体的には、「申請保険会社が他業保険業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得等した後において、当該他業保険業高度化等会社が申請保険会社グループに入ったことによる申請保険会社の保険グループ全体の経営管理態勢やリスク管理態勢に追加すべき態勢など、当該態勢について変更することがあるかを確認すること」とされています（同⑤）。

2. 保険業法を改正する法律案の公表

保険業法を改正する二つの法律案が国会に提出されて現在審議されています。未だ成立していませんが、今後成立した際には保険業務に影響を及ぼすことが想定されるため、以下ご紹介します。

⁹ 令和 5 年 4 月 5 日金融庁「「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について」（<https://www.fsa.go.jp/news/r4/qinkou/20230405/20230405.html>）

INSURANCE NEWSLETTER

(1) デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（3月7日付）

デジタル庁は、2023年3月7日、第211回国会に法律案¹⁰を提出しました。

現在の保険業法272条の8第1項では、少額短期保険業者に対して、内閣府令で定める様式の標識の掲示義務が課されています。この標識の掲示義務は、事務所といった特定の場所に赴くことを前提としているもので、必要な情報を確認するためには事務所に赴く必要があります。

しかし、今日ではインターネットが普及していることを踏まえると、利便性向上の観点からインターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましいとされています¹¹。そこで、法律案は、事務所での標識掲示に「加えて」、インターネットでの情報公開を義務付けています。具体的な情報公開項目としては、少額短期保険業者の商号又は名称、登録番号、代表者の氏名、本店又は主たる事務所の所在地等が想定されています。ただし、事業規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、インターネットでの公表義務を課さないとしています。

(2) 金融サービス提供及び利用環境の整備等に関する法律案の公表（3月14日付）

① 改正の概要

金融庁は、2023年3月14日、第211回国会に金融庁関連法律案¹²を提出しました。「金融サービスの提供に関する法律」との名称が「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に変更されるとともに、改正後の2条では、「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」は、「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない」とされています。

「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」には、保険業法第2条第1項に規定する保険業、保険募集等に係る業務の場合には、当該業務を行う者並びにその役員及び使用人と規定されており（改正後2条2項10号）、保険会社や保険募集人等がこの義務を負うこととなります。

このように保険会社や保険募集人等に新たに課される義務について、①金融商品取引業者などの金融事業者には従来から課されていた誠実公正義務と、②それを「顧客等の最善の利益を勘案しつつ」行わなければならない（最善利益義務）とする「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース 中間報告」¹³（以下、「中間報告」といいます。）を踏まえた観点に分けて解説します。

¹⁰ 令和5年3月7日デジタル庁「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」(<https://www.digital.go.jp/laws/2567b640-d579-488c-a512-57f51e70ed3f/>)

¹¹ 令和5年3月6日金融庁「規制の事前評価書」(https://www.fsa.go.jp/seisaku/r4ria/20230306_6_2.pdf)

¹² 令和5年3月14日金融庁「第211回国会における金融庁関連法律案」(<https://www.fsa.go.jp/common/diet/211/index.html>)

¹³ 令和4年12月9日金融庁「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告の公表について」(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221209/01.pdf)

INSURANCE NEWSLETTER

② 誠実公正義務について

金融商品取引業者については、現行の金融商品取引法でも誠実公正義務が定められています（金融商品取引法 36 条 1 項）。一方、現在の保険業法では、保険仲立人を除き誠実義務が規定されていません。また、金融商品取引法が準用する特定保険契約の募集においても、金融商品取引法 36 条の定める誠実義務は準用されていません（保険業法 300 条の 2 参照）。そのため、保険会社や保険募集人等には、本法律案により新たに誠実公正義務が課されることとなります。

金融商品取引法上の誠実公正義務については、「行政規制上の法的義務であり、その違反は法令違反となる。一方、実務的には、具体的な行為規制を解釈する際の指針（プリンシプル）または具体的な行為規制を補完する機能を有するものである」¹⁴と解されています。誠実公正義務の規定が抽象的で、かつ、プリンシプルや具体的な行為規制の補完機能という面があることから、保険会社や保険募集人等が誠実公正義務を負うことによる影響は今後注視する必要があります。

保険会社や保険募集人等に課される誠実公正義務の内容は、保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者の負う誠実公正義務（金融サービス提供法 24 条）の内容が一定参考になる可能性があります。金融サービス仲介業者の負う誠実義務について、「保険募集人は、所属保険会社からの指導・監督を通して、事実上、誠実公正義務と等しい義務を負って」いて、「保険会社のために保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者にとっては」「保険募集人と比べて実務上の負担が特段増すことはないであろう」¹⁵との指摘もありました。金融サービス仲介業者が負っている誠実公正義務と本改正により追加される保険会社や保険募集人等に課される誠実公正義務の内容が同等であれば、負担は大きくならない可能性があります。本改正による誠実公正義務の内容については今後検討が必要です。

③ 最善利益義務について

最善利益義務は、2022 年 12 月 9 日に公表された中間報告を踏まえたものです。中間報告では、金融商品取引法において規定されている誠実公正義務には、「顧客の最善の利益…を図るべく」との文言が取り込まれておらず、解釈上、最善利益義務が含まれているかは明確でないとされています。このため、「顧客の最善の利益を図るべき」ことを法律上定めることにより、誠実公正義務に内包されるべき「最善利益義務」が明確化されるとされています（中間報告 2 頁、脚注 2）。したがって、法律案で示された最善利益義務は、「顧客等の最善の利益を勘案しつつ」という限度において、誠実公正義務の一内容として構成されるものと考えられます。

そして、最善利益義務は、「具体的な行為規制が捕捉しづらい行為を規制する際の指針としての役割を果たすことが期待される」（中間報告 2 頁、脚注 2）とされています。上記②のとおり、誠実公正義務自体がプリンシプル又は具体的な行為規制の

¹⁴ 松尾直彦『金融商品取引法〔第 6 版〕』436 頁（商事法務、2021）

¹⁵ 小田大輔編『実務解説 金融サービス仲介業 100 問』95 頁（商事法務、2022）

INSURANCE NEWSLETTER

補完機能があるとされているため、プリンシプルに「顧客等の最善の利益」が勘案要素として追加されるものと捉えることもできます。

「顧客等の最善の利益を勘案しつつ」の内容について、中間報告では、「金融事業者一般に共通する義務とされる場合であっても、その内容は全ての金融事業者に一律というのではなく、金融事業者の業態、ビジネスモデルなどの具体的な事情に応じて個別に判断されるべきであるとともに、金融事業者に求める具体的な対応が不明確となる懸念があることから、監督当局においても硬直的に対応せず、金融事業者の創意工夫が発揮されるよう対話に臨むことが期待される」との意見も示されていました。これを踏まえると、保険会社や保険募集人等に課される最善利益義務と他の金融事業者に課される最善利益義務は異なるものとなる可能性もあります。

④ 小括

法律案が成立した場合には、保険会社、保険募集人等には新たに誠実公正義務が課されるとともに誠実公正義務に内包されるものとして「顧客等の最善の利益を勘案しつつ」業務を遂行することが求められるようになります。誠実公正義務違反が保険業法上の行政処分の根拠とされることも想定されることから、「顧客等の最善の利益」の意義も含め、保険会社や保険募集人等における誠実公正義務の意義及びその実務対応について今後検討が必要になると考えられます。上記のとおり、最善利益義務の新設は「顧客本位タスクフォース」の報告を踏まえたものであることから、従来は法令上の根拠のないプリンシプルベースに基づく対応として位置付けられていた顧客本位の業務運営への影響についても注視する必要があります。

3. 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

(1) 損保協会との意見交換会（2月16日開催）

金融庁は、損保協会との意見交換会において金融庁が提起した主な論点を公表しています¹⁶。具体的には、ロシア産原油等に係るプライス・キャップ制度、ビジネスモデル対話と自然災害リスク管理、マネロン等リスク管理態勢などが挙げられています。

ロシア産原油等に係るプライス・キャップ制度については、G7及びオーストラリアにおける、ロシア産原油等に係る当面の上限価格（プライス・キャップ）の合意に基づき、外為法に基づき当該上限価格を超える価格で取引されるロシア産の石油製品の取引について、海上保険、貿易金融等の提供を禁止する告示が公布・施行されています。損害保険各社においても告示への適切な対応等が求められています。

ビジネスモデル対話と自然災害リスク管理については、2023年度における再保険の手配については、再保険料が高騰するとの指摘があり、国内でも雹災、台風等に

¹⁶ 金融庁「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点[令和5年2月16日開催 日本損害保険協会]」(https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202302/05_2.pdf)

INSURANCE NEWSLETTER

よる自然災害が発生していることから、各社で異常危険準備金の取崩しを含めた対応の可能性があるとのことです。

マネロン等リスク管理態勢については、金融庁から各金融機関に対し、マネロンガイドラインを踏まえた態勢整備を2024年3月までに完了するよう要請していますが、未達となっている例があるとのことです。改めて、自身の金融機関が態勢整備においてどの水準にあるか把握した上で、2024年3月までに態勢整備が確実に完了するよう、取組みを進めることが要請されています。

(2) 生保協会との意見交換会（2月17日開催）

金融庁は、生保協会との意見交換会において金融庁が提起した主な論点を公表しています¹⁷。基本的には、金融庁が「2022年 保険モニタリングレポート」¹⁸にて公表した項目と同様の点について再度論点提起がされています。具体的には、営業職員管理態勢の更なる高度化、内部監査モニタリング（営業職員管理）、法人向け保険の販売などが挙げられています。

営業職員管理態勢の高度化については、各社ごとに何らかの形で取組状況を公表するなど、取組みの透明性・実効性がより高まるよう、積極的な対応が期待されています。内部監査についても、自社の態勢や取組みの十分性・実効性等の検証を行うとともに、改善に向けた有益な示唆を継続的に行っていくことが重要であり、営業職員管理に関する監査について、高度化を図ることが期待されています。同日、生保協会から「営業職員チャンネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」¹⁹が公表されています。この着眼点では、シンプル、シンプルな補足説明、参考となる取組例が公表されています。

法人向け保険については、金融商品審査事例集²⁰が公表されています。事業方法書において、「保険本来の趣旨を逸脱する募集活動が行われないよう、商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動等に対する措置を講じる」旨を規定する会社が多いものの、理念的な規定だけでなく、具体的かつ実効的な募集管理態勢等を整備することが重要とされています。一例として、保険本来の趣旨を逸脱する可能性がある契約内容の変更手続について、現場から離れた本社部門が客観的なデータに基づいたモニタリングをタイムリーに行う態勢を整備する方針である会社があったとのことです。各社においては、事例集を参考に、法人向け保険の販売にあたって、保険本来の趣旨を逸脱する商品開発・募集活動が行われないよう、引き続き適切な管理・対応を図ることが求められています。

マネロン等リスク管理態勢については、上記(1)の損保協会との意見交換会と同様

¹⁷ 金融庁「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点[令和5年2月17日開催 生命保険協会]」(https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202302/04_2.pdf)

¹⁸ 令和4年9月30日金融庁「2022年保険モニタリングレポート」(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20220930/02.pdf>)

¹⁹ 令和5年2月17日生命保険協会「営業職員チャンネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」(<https://www.seiho.or.jp/activity/guideline/pdf/focus.pdf>)

²⁰ 令和5年2月3日金融庁「保険商品審査事例集」(https://www.fsa.go.jp/status/hoken_sinsajireishu/20230203/2302shinsajireishu.pdf)

INSURANCE NEWSLETTER

の内容が指摘されています。

II. 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入と対応

1. 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入

2025年に経済価値ベースのソルベンシー規制の導入が予定されています。経済価値ベースのソルベンシー規制においては、保険会社²¹の資産と負債を経済価値で評価することにより経済価値ベースのソルベンシー比率（ESR）を算出し、これを用いてソルベンシーの十分性が判断されることになります。

2019年5月31日に金融庁が「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」を設置して以降、以下の各文書が公表されています。

- ① 経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議報告書²²（2020年6月26日）（以下、「有識者会議報告書」といいます。）
- ② 経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について²³（2021年6月30日）（以下、「検討状況」といいます。）
- ③ 経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について²⁴（2022年6月30日）（以下、「暫定決定」といいます。）

現在、中心的に検討が進められているのは、後述する第1の柱（ソルベンシー比率に関する一定の共通基準・契約者保護のためのバックストップとしての監督介入の枠組み）であり、暫定決定においても、第1の柱の標準モデルに関する検討がその内容の中心となっています。

一方で、2025年の施行のタイミングを踏まえると、経済価値ベースのソルベンシー規制において対応を求められうる他のポイントについてもできるだけ早期に検討すべきと考えられます。今回はこのような観点から、経済価値ベースのソルベンシー規制の基本的な内容に加えて（以下2.参照）、(1)ESRに関する検証態勢、(2)統合的リスク管理（ERM）態勢の高度化、(3)再保険といった実務上検討すべきポイント（以下3.参照）をご紹介します。

2. 経済価値ベースのソルベンシー規制の内容

まず、経済価値ベースのソルベンシー規制の内容について簡単にご説明します。

²¹ 再保険会社を含みます。以下同様。

²² 令和2年6月26日金融庁「「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書」
(https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200626_hoken/01.pdf)

²³ 令和3年6月30日金融庁「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について」
(https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solveny/20210630/01.pdf)

²⁴ 令和4年6月30日金融庁「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」
(https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solveny/03.pdf)

INSURANCE NEWSLETTER

(1) 現行のソルベンシー規制とその限界

現行のソルベンシー規制としては、ソルベンシー・マージン比率（SMR）規制が採用されています。SMRは、保険業法上、保険会社が保険契約上の義務を履行するために積み立てる責任準備金を超えて保有する支払余力を表す指標として定義されています。SMRは1996年施行の改正保険業法において導入され、1999年4月以降は早期是正措置（SMRの水準に応じて、保険会社に対して必要な是正措置命令等を段階的に適時・適切に発動することで、経営改善の取組みを促す枠組み）の発動基準としても用いられてきました²⁵。

一方で、SMRについては課題・限界も指摘されてきているところです。SMRは、ロック・イン（割引率、発生率等を契約時点において固定する）方式の負債評価に基づく会計上のバランスシートを前提としており、またリスク計測手法はエクスポージャー額に定率の掛目を乗じる比較的単純な手法が採用されています。このため、裁量の余地が小さく算出が比較的容易である一方、保険会社の持つ中長期的なリスク構造を十分に反映できず、保険会社によるリスク管理の高度化にもつながらない可能性がある、との限界が指摘されてきました²⁶。

(2) 経済価値ベースのソルベンシー規制の背景

上記のようなSMRの限界も踏まえ、保険会社では内部管理において経済価値ベースの考え方を取り入れる動きが進んできました。また、国際的な動向としても、保険監督者国際機構（IAIS）における国際資本基準（ICS）、欧州におけるソルベンシーIIをはじめとする経済価値ベースの規制の進展もみられました²⁷。

経済価値ベースの場合、金利、事故発生率等の前提条件を直近のものに洗い替えて保険会社の資産・負債を評価することで純資産の額を把握し、各種のストレス（前提条件の変動）が生じた場合の経済価値ベースの純資産額の変動と比較することになりますので、保険会社のソルベンシーをフォワードルッキングに評価することができます。更には、資産・負債双方のデュレーションやキャッシュフロー構造を踏まえた資産・負債管理（ALM）、リスク・リターンバランスを踏まえた商品設計や収益管理等にも経済価値ベースの考え方を取り入れ、リスク制御手段との整合性を確保することで、それらの高度化を図ることも期待できます²⁸。

SMRとESRの間で取扱いが大きく異なる要素の一つに、金利があります。金利低下時において、SMRでは、負債側の評価には基本的には影響が生じない一方、資産側は債券価格の上昇を反映して資本が増加し、SMRは上昇します。これに対し、ESRでは、現時点における多くの国内生命保険会社のポートフォリオのように負債側のデュレーションが資産側のデュレーションを上回る場合には、ESR算出上の保険負債評価額の上昇額が債券価格の上昇額を上回るため、経済価値ベースの純資産

²⁵ 有識者会議報告書 1 頁

²⁶ 有識者会議報告書 4 頁、5 頁

²⁷ 有識者会議報告書 1 頁

²⁸ 有識者会議報告書 2 頁、3 頁

INSURANCE NEWSLETTER

が減少し、ESR は低下することになります。こうした金利低下から生じるリスクをタイムリーに捉えることができるなど、中長期的な保険会社の健全性をフォワードルッキングに把握する観点から、ESR は SMR に比べ優れた指標と言える、とされています²⁹。

(3) 経済価値ベースのソルベンシー規制の全体像

有識者会議では、経済価値ベースのソルベンシー規制が規制上の ESR の水準のみに基づく機械的・画一的な規制となった場合にはかえって弊害が生じうることを踏まえ、「保険会社の内部管理のあり方も踏まえた多面的な健全性政策」を目指すとされました。そして、EU が導入しているソルベンシーII 等を参考に、以下のとおり「3つの柱」の考え方に基づく健全性政策として経済価値ベースのソルベンシー規制を整理しています³⁰。

- ✓ 第1の柱（ソルベンシー規制）：ソルベンシー比率に関する一定の共通基準を設け、契約者保護のためのバックストップとして監督介入の枠組みを定める
- ✓ 第2の柱（内部管理と監督上の検証）：第1の柱で捉えきれないリスクも捕捉し、保険会社の内部管理を検証しその高度化を促進する
- ✓ 第3の柱（情報開示）：保険会社と外部のステークホルダーとの間の適切な対話を促し、ひいては保険会社に対する適正な規律を働かせる

(4) 第1の柱における標準モデルの考え方

有識者会議報告書では、IAIS による ICS³¹ について、概ねバランスの取れた基準であり、国内規制における標準モデルについては、ICS と基本的な構造は共通にしつつ検討を進めていくことが適当である、としています³²。

そこで、以下では ESR の算出方法について ICS を参考に概要をご説明します。

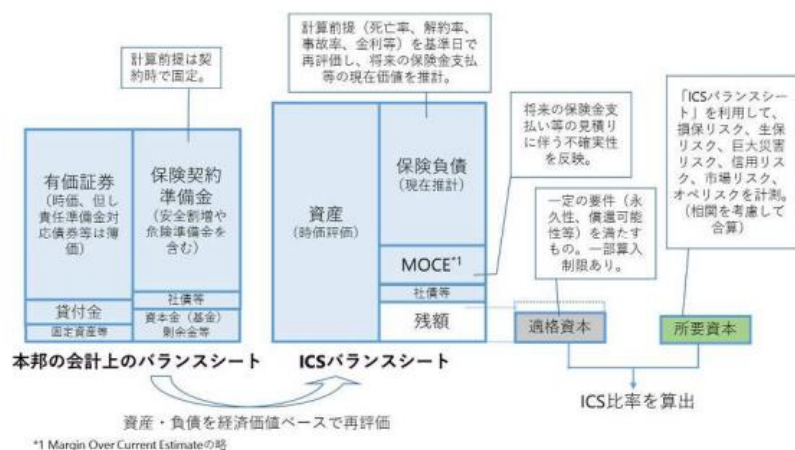
²⁹ 有識者会議報告書 5 頁

³⁰ 有識者会議報告書 9 頁、10 頁

³¹ ICS Version 2.0 を指す。

³² 有識者会議報告書 14 頁

INSURANCE NEWSLETTER



（出典：有識者会議報告書 15 頁）

ICS は、①保険会社の資産・負債を経済価値ベースで評価した上で、②ストレス環境下で発生する損失としてリスク量（所要資本）を計測し、③それに対する資本（適格資本）の十分性を評価するための基準、として設計されています³³。

すなわち、①計算前提を契約時として固定された状態で評価されている保険契約準備金を含む本邦の会計上のバランスシートを、経済価値ベースで再評価します。その際、保険負債は死亡率、解約率、事故率、金利等の計算前提を基準日時点で再評価し、将来の保険金支払等の現在価値を推計します（現在推計）。また、当該バランスシートには、現在推計に加えて認識する上乗せのマージンとして MOCE が反映されます。②そのように再評価されたバランスシートを利用して、生命保険リスク、損害保険リスク、巨大災害リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーションリスクが計測されます。具体的には、経済価値ベースの資産・負債評価の前提となっているパラメータに所定のストレスを与えた場合の純資産の変動額を計測する方式（ストレス方式）等を用いて各リスクを計測し、相関を考慮して合算して所要資本を算出します。その上で、③一定の要件（永久性、償還可能性等）を見たず適格資本の十分性が評価されることとなります。

ESR は所要資本と適格資本の比として定義され（適格資本／所要資本）、資本水準に基づき監督介入を開始する点である PCR（Prescribed Capital Requirement）及び業務停止等の最も強い監督行動を発動しうる点である MCR（Minimum Capital Requirement）が設定されることが予定されています³⁴。

3. 経済価値ベースのソルベンシー規制への実務対応

次に、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入によって実務上対応が必要となる点についてご紹介します。冒頭にて述べたとおり、現在の検討としては第 1 の柱

³³ 有識者会議報告書 15 頁

³⁴ 有識者会議報告書 31 頁

INSURANCE NEWSLETTER

の標準モデルの分析が進んでいるものと思われますが、その他にも、暫定決定でも指摘されている点として(1)ESRに関する検証態勢及び(2)統合的リスク管理(ERM)態勢の高度化、また、経済価値ベースのソルベンシー規制への対応として一部で活用が検討されている(3)再保険について、それぞれ簡単にご説明します。

(1) ESRに関する検証態勢

暫定決定では、「ESRに関する検証の枠組み」との項目の中で保険会社内部の検証態勢について触れられており、強固なガバナンス態勢の重要性が強調されています。その背景としては、検討状況や暫定決定においても触れられているとおり、SMRが外部監査人による監査証明を受けた監督会計上のバランスシートを基礎として基本的にルールベースで計算が行われるのに比べ、経済価値ベースの保険負債は評価手法の選択や前提条件の設定に関して保険会社の判断に委ねられる部分が大きいため、その判断の妥当性を確保するためのより強固なガバナンス態勢が必要となる、との事情があります³⁵。

この点について、暫定決定は、判断要素の大きさや金額的重要性を考慮した軽重を付けた対応とする観点、及び、各社の既存の内部統制を可能な範囲で活用する観点という二点を踏まえつつ、ESR全体を何らかの形でカバーできる態勢が望ましいと考えられる、とした上で、以下の二つの観点からESRの適切性を確保する仕組みを設けることを基本的な方向性とする、としています³⁶。

- ① ESR全体の適切性を確保する観点
- ② 特に判断・見積りの要素が大きい領域の適切性を確保する観点

① 「ESR全体の適切性を確保する観点」について

暫定決定によれば、この観点について想定される対応は、ESR全体、すなわち最終的な計算結果についての検証責任者を会社が定め、当該責任者はESRの計算に関する適切性を確保するための態勢を整備すること、また、ESRの検証内容を取締役会等及び当局に報告すること、とされています。

その上で、ESR全体に関する検証責任者としては、例えば、保険会社のリスク管理全般に知見を有する者(例えば、リスク管理機能の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー)が一つの選択肢として考えられる、とした上で、このような仕組みの中で、検証責任者の責任の下、各社の組織態勢や計算要素の特性・重要性に応じた柔軟な検証が実施されることが期待される、とされています³⁷。

② 「特に判断・見積りの要素が大きい領域の適切性を確保する観点」について

暫定決定では、この観点について、特に保険負債に関する検証機能として保険数

³⁵ 検討状況 101 頁

³⁶ 暫定決定 118 頁、119 頁

³⁷ 暫定決定 119 頁

INSURANCE NEWSLETTER

理機能（アクチュアリアル・ファンクション）の整備を求めることが重要であるとされています。保険数理機能は、「保険数理に関する事項の適切性を確保する機能」とされ、保険会社が保険数理機能を有すべきことが何らかの形で制度化されることが予定されています³⁸。そして、新規制の導入に向けては、まずは「規制上の資本要件の充足状況の評価」に関して優先的に検討を行うことが必要であるとして、以下の各点に関し想定される基本的な方針を示しています³⁹。

- 保険数理機能の役割・権限
- 保険数理機能の独立性及び適格性
- グループ保険数理機能
- 保険負債の評価・検証に関するフレームワーク
- 新規制における保険計理人の位置付け

上記の各点のうち、保険計理人については、現行制度上定められた職務として、保険会社の責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているか、SMRが保険数理に基づき適当であるか等を確認した結果について意見書として取締役会に提出することが求められています。また、保険計理人は収益部門等から独立していること等による相互牽制機能の確保が求められています。

暫定決定では、このような保険計理人の専門性・独立性を踏まえ、保険計理人が新制度における保険負債の検証機能を担うことは、現行会計において保険負債の確認業務が保険計理人の業務であることとの親和性や人的リソースの確保・効率性の観点から、ガバナンス上の有効な選択肢の1つとして考えられる、としています。そして、保険計理人が保険数理機能の責任者を兼任することも保険会社がとりうるガバナンス上の選択肢の1つと考えられるとしています。一方で、保険数理機能の責任者が保険計理人であることを必須とするような形式要件を一律に定めることは、各社の実態に則したガバナンス態勢の構築という観点からは望ましくないと考えられることから、保険数理機能の責任者の要件として保険計理人であることを制度上必須としないことを基本的な方向性とする、とされています⁴⁰。

③ まとめ：責任者とレポーティングライン

以上のとおり、ESRに関する検証態勢を構築するにあたっては、暫定決定等の内容を参照しつつ各社の実態に則したガバナンス態勢を模索していくこととなりますが、特にESR全体に関する検証責任者と保険数理機能との関係には留意する必要があります。

これまで見てきたとおり、暫定決定は、ESR全体に関する検証責任者として保険会社のリスク管理全般に知見を有する者（例えばチーフ・リスク・オフィサー）が一

³⁸ 暫定決定 121 頁

³⁹ 暫定決定 120-127 頁

⁴⁰ 暫定決定 126 頁、127 頁

INSURANCE NEWSLETTER

つの選択肢として考えられるとしつつ（上記①参照）、「判断・見積りの要素が大きい領域の適切性を確保する観点」について、特に保険負債に関する検証機能として保険数理機能（アクチュアリアル・ファンクション）の整備を求めることが重要であるとし、その保険数理機能の責任者を保険計理人が兼任することも保険会社が取りうるガバナンスの選択肢の1つ、としています（上記②参照）。

これに沿って ESR 全体に関する検証責任者を CRO とし、保険負債に関する検証機能として保険数理機能を設置する場合、両者の関係、特にレポーティングラインについて留意を要する場合があるものと思われます。すなわち、従来の保険数理に係る計算を行う部門については CFO（最高財務責任者）に対してレポーティングを行う体制としている保険会社もあると思われるところ、その部門に保険数理機能を追加した場合、保険数理機能についても CFO に対してレポーティングを行う体制となってしまう、ESR 全体に関する検証責任者である CRO に対して必要なレポーティングが行われない、またはレポーティングが不十分となるおそれが生じるものと思われます。そのため、従来の体制を維持しつつも CRO に対して必要なレポーティングが行われるよう運用を工夫する、又は、保険数理機能については計算を行う部門から分離してしまい、保険数理機能から直接に CRO に対してレポーティングを行うなどが考えられますが、実際にどのような態勢とするかは各社の実態を踏まえて判断していくことになるものと考えられます。

さらに、その中で保険計理人をどのように位置付けるか、との点も論点となりえます。暫定決定の内容に沿って保険数理機能の責任者を保険計理人が兼任することも考えられますが、この点についても、実際にどのような態勢とするかは各社の実態を踏まえて判断していくことが必要です。

(2) 統合的リスク管理（ERM）態勢の高度化

有識者会議報告書では、第2の柱（内部管理と監督上の検証）について、第1の柱（特に標準モデル）において十分にカバーされていないリスクを捕捉することがその目的の一つとしつつ、それに加えて、保険会社における統合的リスク管理(ERM) やリスクとソルベンシーの自己評価 (ORSA) の枠組みに関する一定の目線を定め、実態把握に基づいて改善・高度化を促していくことも重要であるとされています⁴¹。

第1の柱に関しては、今回の暫定決定や今後の金融庁における検討結果などを踏まえて、各社が同様のタイムラインにて対応を検討していくことになるものと思われます。一方で、第2の柱、特にそのうちの統合的リスク管理（ERM）態勢の高度化については、内部管理の側面から経済価値ベースのソルベンシー規制に先行する形で既に進められてきている結果、態勢の構築・高度化の度合いについては各社の状況は異なるものと思われます。そのため、経済価値ベースのソルベンシー規制において求められる統合的リスク管理（ERM）態勢を踏まえ、各社ごとに必要な対応の検討を行う必要があるものと思われます。

⁴¹ 有識者会議報告書 11 頁

INSURANCE NEWSLETTER

有識者会議報告書、検討状況及び暫定決定においては、第2の柱、統合的リスク管理（ERM）態勢の高度化に関する記載は必ずしも多くはありませんが、暫定決定において、内部管理における経済価値ベースの活用状況が紹介されています⁴²。統合的リスク管理（ERM）態勢の高度化は各社の状況を踏まえて行われるべきものであり、他社と同様の内部管理を行うことが求められるものではありませんが、当局の目線を理解するものとして参考になるものと思われます。

具体的には、経済価値ベース指標を用いた内部管理の状況について、以下の項目に関して確認・分析の結果が紹介されています。

- 経済価値ベース指標による健全性のモニタリング
- 経済価値ベース指標によるアラームポイント（警戒水準）の設定
- 経済価値ベース指標によるストレステストの実施
- 経済価値ベース指標による経営管理

(3) 再保険

経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に伴って検討が進んでいるものとして再保険の活用が挙げられます。

経済価値ベースのソルベンシー規制に移行した場合の課題として、予定利率が高くデュレーションの長い契約（例えば終身保険）を多く保有している場合、ESRが低くなりがちであることが挙げられます。そのような契約についてはデュレーションのマッチングにも限界があるため、出再により負債のデュレーションを短くすることが検討されているものと推察されます。また、予定利率が高くデュレーションの長い契約を多く保有している場合でも、ESRは金利の変動の影響を受けやすいこともあって、出再により金利リスクを削減する取組みが欧州でも見受けられるところです。

上記のような目的のため、共同保険式再保険（Coinsurance）が検討されることとなります。共同保険式再保険では保険リスクのみでなく資産運用リスク等も移転することが可能です。

なお、出再にあたって外国保険業者を検討する場合には、責任準備金を積み立てないことができるのは、外国保険業者がその業務又は財産の状況に照らして、出再者である保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない者であることが必要となる点について注意が必要です⁴³。

4. 今後の対応

経済価値ベースのソルベンシー規制については、前記1.のとおり、2020年6月に有識者会議報告書が公表されて以降、毎年6月に検討状況、暫定決定が公表されてい

⁴² 暫定決定 148-152 頁

⁴³ 保険業法施行規則 71 条、保険会社向けの総合的な監督指針 II-2-1-4 参照

INSURANCE NEWSLETTER

ることから、今年も6月に何らかの公表がなされることが予想されます。2025年の施行が迫ってきていることもあり、当局からの公表内容も踏まえながら検討を加速していくことが重要と考えられます。

文献情報

- 論文 「常に変化する「顧客本位」とそのゴール」
掲載誌 金融法務事情 No.2202
著者 吉田 和央
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Insurance & Reinsurance 2023 - Japan Trends and Developments」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Insurance & Reinsurance 2023
著者 吉田 和央
- 書籍 『詳解 保険業法 [第2版]』
出版社 一般社団法人金融財政事情研究会
著者 吉田 和央
- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2023 - Japan Chapter」
掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2023 12th Edition
著者 吉田 和央

NEWS

- The Best Lawyers in Japan™ 及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2024 edition)にて高い評価を得ました
Best Lawyers®による、The Best Lawyers in Japan™ (2024 edition)にて、当事務所は、Banking and Finance Law ならびに Insolvency and Reorganization Law にて"Law Firm of the Year"を受賞しました。
また、Insurance Law 分野からは、"Lawyer of the Year"に吉田 和央、The Best Lawyers in Japan™に増島 雅和と吉田 和央が選ばれました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com